

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年9月27日

【会社名】 ペプチドリーム株式会社

【英訳名】 PeptiDream Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 リード・パトリック

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目25番23号

【電話番号】 044 ( 270 ) 1300

【事務連絡者氏名】 I R 広報部長 岩田 俊幸

【最寄りの連絡場所】 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目25番23号

【電話番号】 044 ( 270 ) 1300

【事務連絡者氏名】 I R 広報部長 岩田 俊幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【提出理由】

当社は、2019年9月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2019年9月26日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

(1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)について、所要の変更を行うものであります。

(2) 当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更するため、現行定款第12条(定時株主総会の基準日)、第36条(事業年度)及び第38条(剰余金の配当の基準日)の一部に所要の変更を行うものであります。

#### 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、窪田規一、リード・パトリック、舛屋圭一、金城聖文の各氏を選任するものであります。

#### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、笹岡三千雄、長江敏男、花房幸範の各氏を選任するものであります。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項      | 賛成数<br>(個) | 反対数<br>(個) | 棄権数<br>(個) | 可決要件 | 決議の結果<br>賛成(反対)割合<br>(%) |
|-----------|------------|------------|------------|------|--------------------------|
| 第1号議案     | 1,048,380  | 177        | 12         | (注)1 | 可決 (98.52%)              |
| 第2号議案     |            |            |            |      |                          |
| 窪田 規一     | 1,029,957  | 18,600     | 12         | (注)2 | 可決 (96.79%)              |
| リード・パトリック | 1,029,466  | 15,515     | 3,584      |      | 可決 (96.74%)              |
| 舛屋 圭一     | 913,976    | 134,578    | 12         |      | 可決 (85.89%)              |
| 金城 聖文     | 1,045,302  | 3,255      | 12         |      | 可決 (98.23%)              |
| 第3号議案     |            |            |            |      |                          |
| 笹岡三千雄     | 1,047,641  | 919        | 12         | (注)2 | 可決 (98.45%)              |
| 長江 敏男     | 1,047,625  | 935        | 12         |      | 可決 (98.45%)              |
| 花房 幸範     | 1,043,667  | 4,893      | 12         |      | 可決 (98.07%)              |

(注)1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注)2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。